

～該当する人へ5月上旬に申告書を送付します～ 下水道受益者負担金

・負担金の対象

公共下水道が整備されると土地の所有者などの利益を受ける人は、整備費の一部を負担することになります。4月に受益者負担金賦課区域となった土地の所有者に、5月上旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載の提出期限までに必要な書類を提出してください。

※この負担金は、一度だけ負担するもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

・負担金額

所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金(1㎡当たり460円)をかけた額となります。

・負担金の納付方法

5年間(10回)に分割して納めるか一括納付する方法もあります。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

<分割納付の納期限について>

・第1期 8月1日(月)～8月31日(水)

・第2期 令和5年2月1日(水)
～令和5年2月28日(火)

<一括納付について>

負担金を初年度の第1期納期中(8月1日(月)～8月31日(水))に一括納付すると、負担金額に応じて報奨金(上限5万円)を交付します。

・減免と猶予

受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況により、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります。対象者は5月上旬に送付する申請書により申請してください。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。

※猶予の要件に該当しなくなった場合は直ちに届け出てください。なお、届出がない場合であっても状況を確認次第解除されます。

くわしくは海田町ホームページを確認してください。

～3年以内に接続を～ 排水設備工事

公共下水道が整備されている区域に住んでいる場合は、台所・風呂場・トイレなどから排出される汚水を、公共下水道に流すために必要な排水設備を速やかに設置してください。

公共下水道への排水設備工事は、海田町が指定した下水道排水設備指定工事店(以下、指定工事店)が施工する必要があります。くわしくは、上下水道課または指定工事店に相談してください。

指定工事店は海田町ホームページで確認できます。

～ご利用ください～ 水洗便所設備資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子で貸し付けています。指定工事店が手続きを行いますので、貸付条件などについて相談してください。

Q&A

Q1. 公共下水道って何？

A 公共下水道は、生活で使った水や工場などからの排水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守ります。また悪臭やハエ、蚊などの発生源となる汚れた川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

Q2. 公共下水道に接続するって、どういうこと？

A 海田町は分流式の污水管を新設しています。工事が完了すると使用が可能となり、浄化槽を使用している場合は廃止し、くみ取り便所は水洗便所に改造して、公共下水道へ接続します。また、便所、風呂場などの污水(雑排水)も公共下水道へ接続します。

Q3. 接続するにはどうしたらいいの？

A 公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、海田町が指定した指定工事店でしか行えません。複数社から見積りを徴収することをお勧めします。指定工事店が必要な手続きを行います。

Q4. 接続すると下水道使用料はどうなるの？

A 使用した水量に応じて下水道使用料が必要になり、水道料金と一緒に請求されます。

海田町ホームページで料金早見表を確認できます。

排水設備の設置例 (分流式公共下水道)

